

第 7 回 青 梅 市 選 挙 管 理 委 員 会 会 議 録		
開 催 日 時	令和 6 年 7 月 7 日 午 前 1 0 時 0 0 分	
場 所	市役所 6 階 選挙管理委員会事務局	
出 席 者	委員長 川 鍋 信 夫	書記長 須 崎 満
	委 員 根 本 太 夫	書 記 山 崎 健 司
	同 山 下 秀 明	
	同 桑 原 顯 正	
記 録 者	書 記 山 崎 健 司	
1 あいさつ 川鍋委員長		
2 報告事項		
東京都知事選挙期日前・不在者投票状況について 別紙のとおり		
3 議 事		
議案第 1 3 号 選挙人名簿登録者の抹消決定について 原案どおり可決		
議案第 1 4 号 在外選挙人名簿登録者の決定について 原案どおり可決		
4 そ の 他		
(1) 今後の行事予定について 別紙のとおり		
(2) 次回委員会の開催日程について		
日 時：令和 6 年 8 月 7 日（水）午前 1 0 時 0 0 分		
会 場：市役所 6 階 6 0 1 会議室		
議 題：在外選挙人名簿登録者の抹消決定について		
(3) その他		
外部立会人活動について報告		

閉 会 日 時		令和 6 年 7 月 7 日 午 前 1 0 時 3 0 分
---------	--	--------------------------------

以上会議のてん末を記録し、相違ないことを証明するために、委員長
および委員ここに署名する。

令和 6 年 9 月 2 日
青梅市選挙管理委員会

委員長 川 鍋 信 夫
委 員 根 本 太 夫
委 員 山 下 秀 明
委 員 桑 原 顯 正

第7回青梅市選挙管理委員会日程

令和6年7月7日
午前10時00分
市役所6階
選挙管理委員会事務室

- 1 あいさつ 川鍋委員長
- 2 報告事項 東京都知事選挙期日前・不在者投票状況について
- 3 議 事 議案第13号 選挙人名簿登録者の抹消決定について
議案第14号 在外選挙人名簿登録者の決定について
- 4 そ の 他 (1) 今後の行事予定について
(2) 次回委員会の開催日程について
日 時 令和6年8月 日 () 午前10時00分
会 場 市役所 階 会議室
議 題 在外選挙人名簿登録者の抹消決定について
(3) その他

議案第 13 号

選挙人名簿登録者の抹消決定について

令和 6 年 7 月 7 日現在で、選挙人名簿に登録されている者で転出後 4 か月を経過した青梅市 [REDACTED]

[REDACTED] 以下 171 人（男 95 人、女 76 人）および令和 6 年 7 月 5 日までに死亡した青梅市 [REDACTED] 以下 87 人（男 40 人、女 47 人）を公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により抹消決定する。

令和 6 年 7 月 7 日

提出者 青梅市選挙管理委員会

委員長 川 鍋 信 夫

○ 公職選挙法

(表示及び訂正等)

第二十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が第十一条第一項若しくは第二百五十二条若しくは政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、第二十一条第二項に規定する者を選挙人名簿に登録する場合には、同時に、選挙人名簿に同項の規定に該当する者である旨の表示をしなければならない。

3 (省略)

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つたとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

(在外選挙人名簿)

第三十条の二 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿のほか、在外選挙人名簿の調製及び保管を行う。

2 (省略)

3 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき在外選挙人名簿の登録を行い、及び同条第四項の規定による申請に基づき在外選挙人名簿への登録の移転(選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿の登録を行うことをいう。以下同じ。)を行うものとする。

4～6 (省略)

在外選挙人名簿登録者の決定について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項の規定により、別紙在外選挙人名簿登録申請者一覧の 2 人（男 0 人、女 2 人）を本市の在外選挙人名簿に登録決定する。

令和 6 年 7 月 7 日

提出者 青梅市選挙管理委員会

委員長 川 鍋 信 夫

在外選舉人名簿登錄申請者一覽

[illegible]

○ 公職選挙法

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

第三十条の五 **年齢満十八年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。**

2～3（省略）

4 **年齢満十八年以上の日本国民で国外に転出をする旨の住民基本台帳法第二十四条の規定による届出（以下この項において「国外転出届」という。）がされた者のうち、当該国外転出届がされた市町村の選挙人名簿に登録されているもの（当該市町村の選挙人名簿に登録されていない者で、当該国外転出届に転出の予定年月日として記載された日までに、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有することとなるものを含む。）は、政令で定めるところにより、同日までに、文書で、当該市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録の移転の申請をすることができる。**

5～6（省略）

(在外選挙人名簿の登録等)

第三十条の六 **市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。**

2 **市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第三十条の四第二項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格（第三十条の十三第二項において「在外選挙人名簿の被登録移転資格」という。）を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。**

3 **市町村の選挙管理委員会は、衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日までの期間においては、前二項の規定にかかわらず、在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転を行わない。**

4～5（省略）

今後の行事予定

(1) 都市選連関係

7月18日	都 市 選 連 第 1 回 委 員 長 会	東 京 自 治 会 館	11:00	委員長 ・局長
7月23日	都 市 選 連 第 2 回 次 長 ・ 係 長 会 (第 1 ブロック会議含む)	東 京 自 治 会 館	13:15 15:00	係長
8月21日	都 市 選 連 第 3 回 局 長 会	東 京 自 治 会 館	15:00	局長

その他

昭島市長選挙 告示日 9 月 29 日 (日)、選挙期日 10 月 6 日 (日)